

12 収入保険制度の実施

【平成31年度予算概算決定額 20,609（25,978）百万円】

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を実施します。

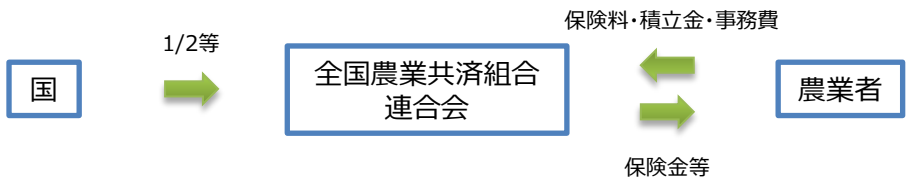
<政策目標>

- 法人経営体数を5万法人に増加〔平成35年まで〕
- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進〔平成35年度まで〕

<事業の内容>

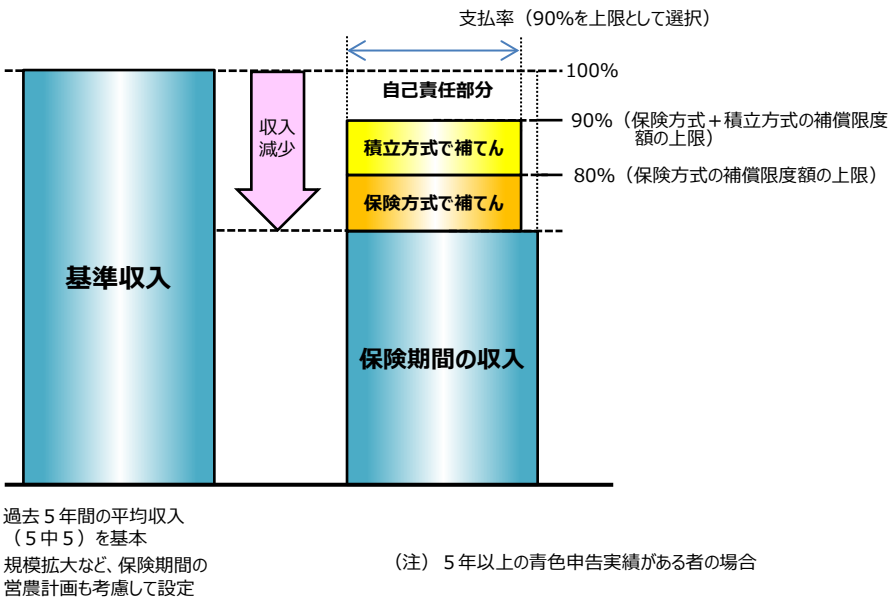
- 1. 農業経営収入保険料国庫負担金 2,660（2,915）百万円**
 - 保険方式について、**農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担**します。
- 2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金 16,326（21,780）百万円**
 - 積立方式について、**農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担**します。
- 3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,623（1,283）百万円**
 - 収入保険制度の実施主体である**全国農業共済組合連合会**に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の**1/2以内を国が負担**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- 【収入保険制度の仕組みの概要】
- 収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。
- 具体的には、
- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
 - ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。



【お問い合わせ先】 経営局保険課（03-6744-7147）